

議案第69号

葛飾区消費生活センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

使用料の額及び使用単位を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区消費生活センター条例の一部を改正する条例

葛飾区消費生活センター条例（平成元年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第7条及び第13条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

使用単位		施設等					
		午前	午後（1 ）	午後（2 ）	午後（全 ）	夜間	全日
消費者学習室		400円	250円	250円	500円	600円	1,200円
調理実習室		200円	150円	150円	300円	400円	800円
多目的ホール		2,000円	1,400円	1,400円	2,800円	3,000円	6,300円
会議室	洋室A	500円	300円	300円	600円	700円	1,500円
	洋室B	200円	150円	150円	300円	300円	700円
	洋室C	200円	150円	150円	300円	300円	700円
	洋室D	500円	400円	400円	800円	900円	1,800円
	和室	400円	300円	300円	600円	700円	1,400円
備付器具		1件当たり 6,000 円の範囲	1件当たり 3,000 円の範囲	1件当たり 3,000 円の範囲	1件当たり 6,000 円の範囲	1件当たり 6,000 円の範囲	1件当たり 18,000 円の範囲

	内において規則で定める額	内において規則で定める額	内において規則で定める額	内において規則で定める額	内において規則で定める額	内において規則で定める額
--	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考

- 1 この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後（1）」とは午後1時から午後3時までを、「午後（2）」とは午後3時30分から午後5時30分までを、「午後（全）」とは午後1時から午後5時30分までを、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までを、「全日」とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 使用者が使用単位の時間を超えて施設等を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用単位に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
 - ① 午前 当該施設等につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
 - ② 午後（1） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ③ 午後（2） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ④ 午後（全） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
 - ⑤ 夜間 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
 - ⑥ 全日 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

別表第2（第8条関係）

使用単位 施設等		午前	午後（1）	午後（2）	午後（全）	夜間	全日
		消費者学習室	1,200円	750円	750円	1,500円	1,800円
調理実習室	600円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円	
多目的ホール	6,000円	4,200円	4,200円	8,400円	9,000円	18,900円	
会議室	洋室A	1,500円	900円	900円	1,800円	2,100円	4,500円
	洋室B	600円	450円	450円	900円	900円	2,100円
	洋室C	600円	450円	450円	900円	900円	2,100円
	洋室D	1,500円	1,200円	1,200円	2,400円	2,700円	5,400円
	和室	1,200円	900円	900円	1,800円	2,100円	4,200円

備付器具	1 件当たり 6,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 3,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 3,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 6,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 6,000 円の範囲内において規則で定める額	1 件当たり 18,000 円の範囲内において規則で定める額
------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

備考

- 1 この表において「午前」とは午前 9 時から正午までを、「午後（１）」とは午後 1 時から午後 3 時までを、「午後（２）」とは午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分までを、「午後（全）」とは午後 1 時から午後 5 時 30 分までを、「夜間」とは午後 6 時から午後 9 時 30 分までを、「全日」とは午前 9 時から午後 9 時 30 分までをいう。
- 2 使用者が使用単位の時間を超えて施設等を使用したときは、超過時間 30 分につき次の各号に掲げる使用単位に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（１）、午前と午後（全）、午後（１）と午後（２）、午後（２）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
 - ① 午前 当該施設等につき午前の欄に定める使用料の 2 割相当額
 - ② 午後（１） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の 2 割相当額
 - ③ 午後（２） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の 2 割相当額
 - ④ 午後（全） 当該施設等につき午後（全）の欄に定める使用料の 2 割相当額
 - ⑤ 夜間 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の 2 割相当額
 - ⑥ 全日 当該施設等につき夜間の欄に定める使用料の 2 割相当額

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用について適用する。

（準備行為）

- 3 改正後の第 6 条の規定による使用の承認その他の行為は、施行日前においても行うこ

とができる。